

高等学校における「通級による指導」 スタートアップガイド

～充実した高校生活と将来の自立のために～



高知県教育委員会

Ⅰ 通級による指導とは

通常の学級に在籍しており、読み書きに困難があったり、友達とのコミュニケーションが上手く取れなかったりするなど、発達障害等があることによって学習面や生活面で困難がある児童生徒に対して、自分の困難を改善・克服し、将来の自立を目指すため、一人一人の状況に応じて行う指導です。

小・中学校においては、平成5年度から「通級による指導」が制度化され、指導を受けている児童生徒数は年々増加しています。高等学校においては、平成30年度から制度化され、「通級による指導」を教育課程に位置づけ、年間7単位を超えない範囲で単位取得を認定することができるようになっています。高知県では、県立高等学校において発達障害（LD、ADHD、ASD）の生徒を対象に指導が実施されています。

<各教科での一斉授業>

<一人一人の状況に応じた特別の指導>
(通級による指導)



通常の学級



通級指導教室

○通常の教育課程に「通級による指導」を加えたり、その一部に替えたりして、「特別的教育課程」を編成します。 ※新たに特別的教育課程を編成するに当たっては、高等学校課とも一緒に検討していきましょう。

○加える場合の例（授業時数が増加）・・・放課後等授業のない時間帯に実施				
各教科に共通する必修 教科・科目	総合的な 探究の 時間	選択教科・科目	障害特性に応じた 特別の指導 （年間7単位まで）	特別 活動
			 授業時数が増加	
○替える場合の例（授業時数の増加なし）・・・選択教科・科目に替えて実施				
各教科に共通する必修 教科・科目	総合的な 探究の 時間	選択教科・科目	障害特性に応じた 特別の指導（年間 7単位まで）	特別 活動

※年度途中から指導が開始された場合などで、特定の年度における授業時数が1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことができます。【高等学校学習指導要領（平成30年度告示）より】

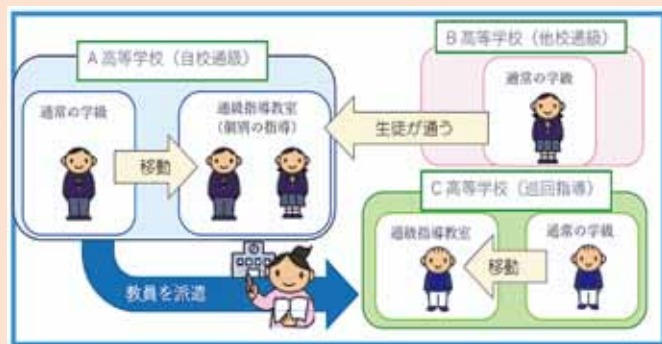
履修の例

- ① 3年間で3単位履修
- ② 2年間で2単位履修
- ③ 2年間で1単位履修
- ④ 3年間で1単位履修

1年次	2年次	3年次
1単位	1単位	1単位
35単位時間	35単位時間	35単位時間
	35単位時間	35単位時間
	35単位時間	
	35単位時間	

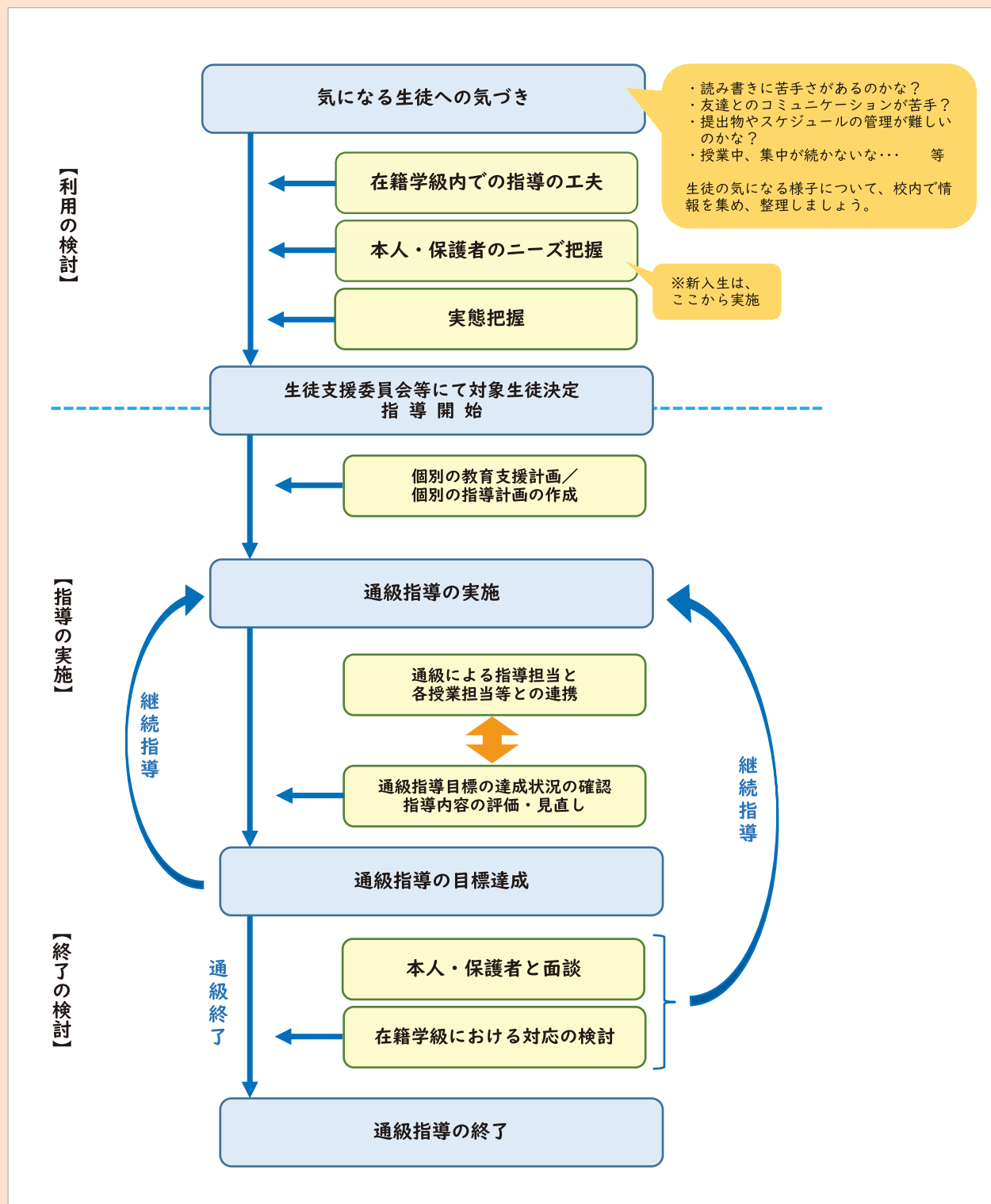
○指導の形態

- ・ 自校通級・・・対象生徒が在籍する学校で指導を受ける
- ・ 他校通級・・・対象生徒が他の学校に定期的に通い、指導を受ける
- ・ 巡回指導・・・「通級による指導」実施校の担当教員が巡回して指導を行う



2 指導開始から終了までの流れ（例）

年度途中に指導開始や終了の場合もあります



3 具体的な指導について

「通級による指導」で実施する特別の指導は、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当します。

自立活動の内容【6区分 27項目】	
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること。(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。(4) 集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること。(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。(2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

この中から、生徒一人一人の状況に応じて、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を検討します。教科指導とは違い、具体的な指導内容は定められていません。また、各教科のようにその全てを取り扱うのではなく、個々の生徒の状態や発達の程度に応じて必要とする項目を選定し、それらを関連付けて指導内容を設定します。

つまり、「通級による指導」は

「オーダーメイドの指導」なのです！



○個々の生徒の教育的ニーズに合わせた指導を行うために、まずは生徒のことが大切です！

- ・好きなこと、得意なこと、力が発揮できている場面はどこか？
- ・どのような場面で困っているのか？
- ・学習や生活とどのような関連があるのか？（発生する場面・頻度・継続性 等）
- ・生徒の内面や気持ちはどうか？ 等

このような生徒の情報を整理し、個々の生徒の中心課題を明確にしたうえで、指導内容を検討します。

【指導内容例】

○自分に合う学習方法 ○対人関係やコミュニケーション力 ○援助要請力 ○進路に関する内容 等

➡ 「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を作成・情報共有し、学校全体で取り組みます。

4 個別の教育支援計画・個別の指導計画

個別の教育支援計画とは

本人や保護者の願い、障害による困難な状況、支援の内容、生育歴、相談歴など、生徒に関することについて、本人・保護者も含めた関係者（教育、医療、福祉、労働等）で情報共有するためのツールです！

個別の教育支援計画を作成することによって、学校関係者だけでなく、保護者や関係機関とも生徒に関する情報共有を行うことができます。また、個別の教育支援計画を進学先や就職先へ引き継ぐことによって、生徒に対して継続した支援を行うことができます。※記載されている情報の共有、引き継ぎに際しては、保護者の同意が必要です。

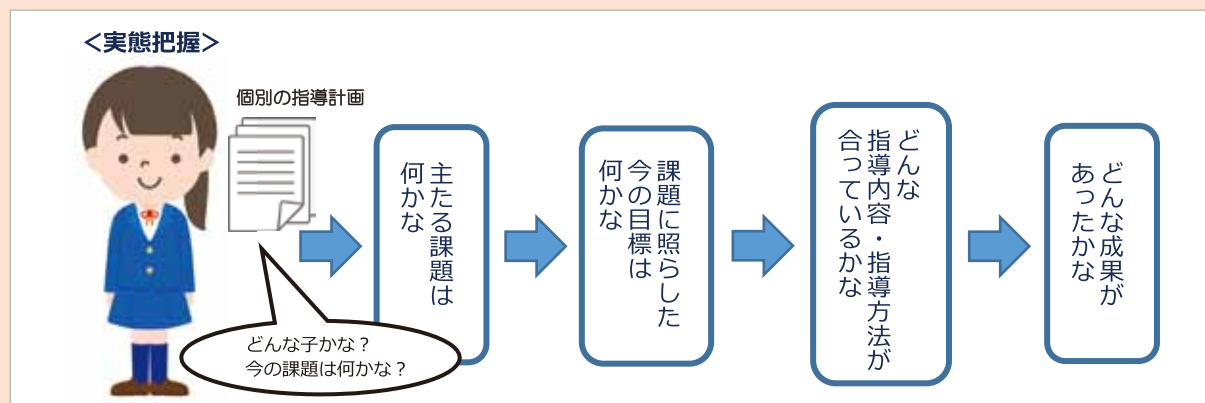


個別の指導計画とは

生徒の実態に応じて適切な指導を行えるよう、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしたものです！

個別の指導計画には、生徒や保護者の願い、指導目標、指導内容、指導の評価、次年度への課題等を記載します。指導の経過の共有や、生徒に対する計画的・継続的な指導につなげることに活用できます。「通級による指導」に係る単位の修得の認定は、個別の指導計画に記載される評価によって行われます。

※個別の指導計画の写しを、指導要録の様式に添付することで指導要録への記入に替えることができます。



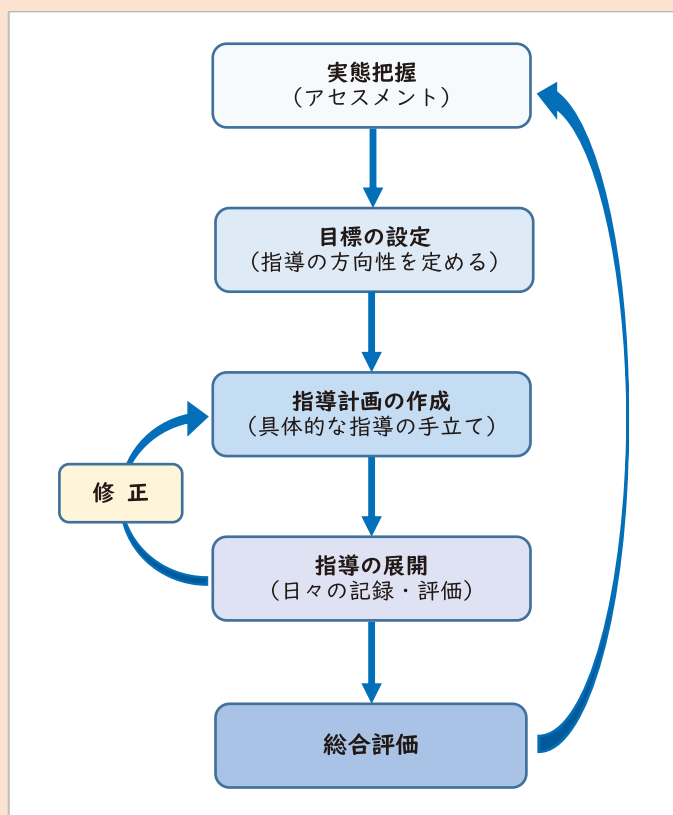
○記載しておくといふ内容

- ・対象生徒の生活上、学習上の困難さ（中心課題）
- ・対象生徒の得意なこと、関心の高いこと
- ・対象生徒本人、保護者の願い
- ・指導目標（長期・短期）
- ・具体的な指導内容、指導方法（手立て）
※関連する自立活動の区分や項目
- ・指導計画（年間、単元）
- ・在籍学級において必要な支援（合理的配慮 等）
- ・取り組んだ結果何ができたのか（評価）
- ・今後の課題 など

できていないことばかりに注目するのではなく、できていることや支援があればできることにも着目して実態を記入することで、手立て検討の際のヒントが得られます！



○活用の流れ



これらのステップは、一つ一つがバラバラに行われるのではなく、一連のサイクルとして機能することが重要です。

個別の指導計画に決まった様式はありません。左図のように「実態把握」「目標」「指導方法（手立て）」「評価」といった観点があり、必要な内容が盛り込まれていれば、個別の指導計画として活用することができます。



💡評価するにあたってのポイント💡

指導の評価に当たっては複数の評価者を設け、多様な観点からの評価を行いましょう。
評価の材料としては、

- ①観察、記録された毎時間の様子
- ②生徒本人の自己評価
- ③出席日数
- ④取り組む姿勢、授業態度、生徒の成長過程
- ⑤「通級による指導」を生かした学校生活全般の活動の様子 等

が考えられます。

評価は、目標に照らしてその達成状況という観点から文章にて表記します。数値により評価は行われません。そして、最終的には個々の目標を十分に達成できたことを校長が判断し、単位認定します。

5 実施にあたっておさえておきたいポイント

通常の学級との連携

「通級による指導」を受ける生徒は、ほとんどの時間を通常の学級（在籍学級）で過ごします。そのため、「通級による指導」と通常の学級、双方における指導目標や合理的配慮等が明記された個別の指導計画を作成することで、共通理解が図られます。

通常の学級との指導の連続性を確保するために、個別の指導計画を用いて学校全体で生徒に対する情報を共有し、すべての教員が一貫した対応をすることがポイントです！

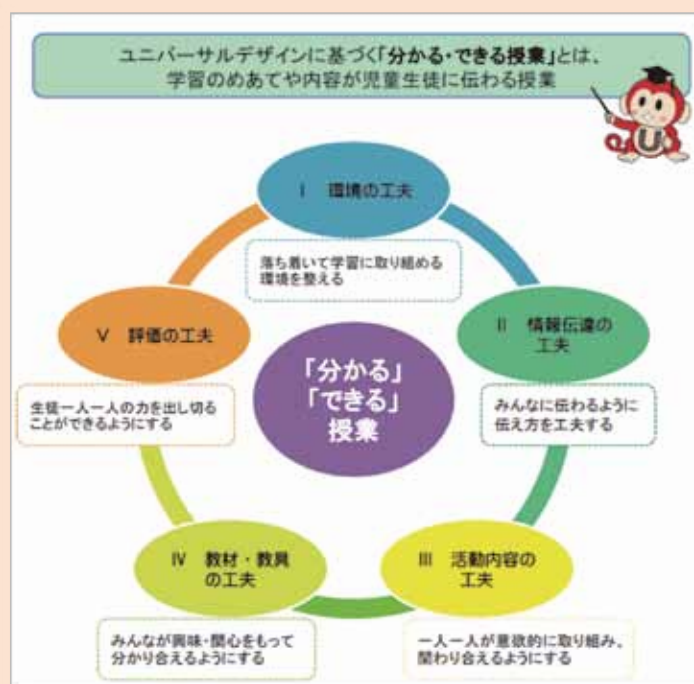
また、「通級による指導」の様子や生徒の情報を公開・共有し、取り組んでいる内容を分かりやすく発信することで、通常の学級の授業への活用を促進することも大切です！

効果的な通級による指導の前提にある授業改善

「通級による指導」は、あくまでも個別に設定された時間に行う指導であり、障害のある生徒の学びの充実のためには、全ての授業においても指導方法の工夫・改善を行うことが重要となります。

障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない生徒にとっても分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業改善や、指導力の向上に努めることが大切です！

誰もが「分かる・できる」
質の高い授業を！



高知県授業づくりBasicガイドブックー高校授業編ーより

校内支援体制の整備

高等学校は、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関です。「通級による指導」の中で、希望する進路先を意識した指導・支援に取り組み、卒業後の生活に必要な力をつけることが重要です。

管理職、通級指導担当、ホームルーム担任、特別支援教育学校コーディネーター、生徒指導主事、進路指導主事、養護教諭等、校内の担当者と連携を深めるとともに、関係諸機関との連携と引き継ぎを円滑に行うことができるようにしましょう。

校内支援体制例





参考文献

○高等学校における通級による指導ガイドブック・実践事例集

(高知県教育委員会事務局特別支援教育課 令和4年3月)



○特別支援学級・通級による指導における「自立活動」実践事例集

(高知県教育委員会事務局特別支援教育課 令和2年3月)

○初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド

(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 令和2年3月)



○高等学校教員のための「通級による指導」ガイドブック おさえておきたいQ & A

(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 令和2年3月)

高等学校における「通級による指導」
スタートアップガイド
～充実した高校生活と将来の自立のために～
(令和6年3月作成)

<お問い合わせ先>

高知県教育委員会事務局 特別支援教育課
〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

TEL:(088)-821-4741

E-mail:311001@ken.pref.kochi.lg.jp